

難病医療費助成制度について

1 概要

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から、新たな難病医療費助成制度が始まった。制度開始時は、医療費助成の対象疾病（指定難病）として 110 疾病が指定されていたが、同年 7 月 1 日に 196 疾病が追加され、さらに、平成 29 年 4 月 1 日に 24 疾病、平成 30 年 4 月 1 日に 6 疾病が追加（うち 5 疾病については既存の指定難病に統合）された。そして、令和元年 7 月 1 日に 2 疾病が追加され、指定難病は 333 疾病となった。

また、東京都においては、本法律に基づく医療費助成の他に、都独自の難病医療費助成を行っており、現在は 8 疾病（都単独疾病）が医療費助成の対象となっている。

2 対象者

次の①および②の両方の要件を満たす者

①指定難病または都単独疾病にり患していること

②次のアまたはイのいずれかに該当すること

ア その病状が、厚生労働大臣または知事が定める程度であること。

イ 上記アに該当しないが、高額な医療を継続することが必要であると認められること。

3 助成内容

認定を受けた疾病に対する医療および一部の介護サービスに関する費用について、医療保険等適用後の自己負担分を助成する。

・医療費等の 3 割を自己負担している患者は、負担割合が 2 割となる（もともとの負担割合が 1 割または 2 割の者は変更なし）。

・所得状況に基づき、月ごとの自己負担額が設定され、同月内の医療等に係る費用（複数の医療機関、薬局等で受けたものを合算する。）について、当該上限額を超えた自己負担額が全額助成される。

階層区分	階層区分の基準	一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着
生活保護	—	0 円	0 円	0 円
低所得Ⅰ	区市町村民税非課税かつ本人年収 80 万円以下	2,500 円	2,500 円	1,000 円
低所得Ⅱ	区市町村民税非課税かつ本人年収 80 万円超	5,000 円	5,000 円	1,000 円
一般所得Ⅰ	区市町村民税 7.1 万円未満	10,000 円	10,000 円	1,000 円
一般所得Ⅱ	区市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満	20,000 円	10,000 円	1,000 円
上位所得	区市町村民税 25.1 万円以上	30,000 円	20,000 円	1,000 円
入院時の食事療養標準負担額および入院時の生活療養標準負担額		全額自己負担		

※「高額かつ長期」とは、年病の医療費助成を受け始めてから後、月ごとの医療費総額（10 割）が 5 万円を超える月が年 6 回以上ある場合